2016年6月発行

補聴器販売に関連する医療類似行為に関する見解

AUDIOLOGY JAPAN Vol.59 No.2

(社)日本聴覚医学会福祉医療委員会は、補聴器販売における医療類似行為に関して臨床医学的ならびに社会医学的に検討し、 「補聴器販売に関連する医療類似行為に関する見解」をまとめた。

Ⅱ、補聴器販売に関連する医療類似行為

Ⅱ-1. 適応決定について

- a. 補聴器相談医は認定補聴器技能者に対して、補聴器を初めて使用する難聴者については補聴器を販売する前に、適応決定の診断を 相談医から受けるように勧めるよう要請する。
- b. 補聴器相談医が認定補聴器技能者との連携を証明する場合には、a の事項が原則であることを伝達することが望ましい。

Ⅱ-2. 聴力測定および補聴効果の測定と説明について

- a. 認定補聴器技能者が行う聴力測定の方法は、日本聴覚医学会が定めた聴覚検査法と矛盾対立しない内容でなければならない。測定 結果は補聴器調整と適合判定のためのみに利用することとする。II-1で述べたように適応決定や販売促進・宣伝に用いてはならない。
- b. 補聴効果の評価に用いる方法と判定基準は、日本聴覚医学会が定めた補聴器適合検査の指針と矛盾対立しない内容でなければならない。難聴者への説明においては、評価結果を正確に伝えることとする。
- c. 聴力測定と補聴効果測定の結果ならびに難聴者への説明についてはともに、内容の記録を保存することが必要である。
- d. 測定結果と説明内容は、連携する補聴器相談医ならびにテクノエイド協会調査員からの照会に対しては、開示するものとする。
- e. 聴力測定と補聴効果の測定については、認定補聴器技能者の技術の向上のために、経験がある補聴器相談医が認定補聴器技能者 の教育に積極的に関与することが望ましい。

Ⅱ-3. 耳型採型について

- a. 外耳道・鼓膜が正常な者の耳型採型は医療類似行為であり、病院・診療所以外の補聴器販売店では認定補聴器技能者が行うことが 妥当である。認定補聴器技能者以外の無資格者が耳型採型を行うことは不適切であると考える。
- b. 術後耳の耳型採型は病的な耳に対する行為であり、医療行為である。医師または医師の直接の指導下に有資格者が行うべきである。
- c. 正常者の耳型採型については、認定補聴器技能者の技術の向上のために、経験がある補聴器相談医が認定補聴器技能者の教育に 積極的に関与することが望ましい。

目次

1 補聴器販売に関連する

医療類似行為に関する見解

- 2 障害者差別解消法について
- 3 最先端レポート
- 4 リオン株式会社ニュースリリース
- 5 知っておきたい3つの制度

平成 28 年 4 月 1 日から障害者差別解消法がスタートしました

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、 知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝え ているのに、障害のある人には情報を伝えないことになります。

障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障害のある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。

(注)障害者差別解消法:正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

最先端レポート『補聴器のはつ水技術』

精密電子機器にとって水分は大敵です。ごくわずかな水滴でも内部に侵入すると、電子回路に悪影響を与えます。しかし、人体に装着して使用する補聴器では、汗や水との接触が避けられず、トラブルの原因になってきました。

『耐汗コート』の開発

高いはっ水性をもつフッ素系はっ水剤により、補聴器の表面に皮膜を作ります。これにより、水分が補聴器内部に侵入することなく、表面を水滴として転がり落ちるようになり、内部への細かい隙間に水分が入り込む、いわゆる毛細管現象を防ぐことができます。また、フッ素系はっ水剤はパルスプラズマ方式により補聴器の外側だけでなく、内部の全ての部品まで行き渡りますので、空気中に含まれる湿気からも部品を守ることができます。

従来の補聴器内部への「耐汗処理」(樹脂系コート剤の塗布)に加えて、このフッ素系撥水剤のコーティングを施すことで、より強い「耐汗コート」となります。

『耐汗コート』の特徴

1.水を弾くはっ水効果

コーティングに使用されるフッ素系はっ水剤は、極めて高いはっ水性と低い摩擦係数を持っており、水分を寄せ付けません。また、耐熱性、耐薬品性、耐腐食性にも優れているため、様々な環境下での補聴器への悪影響を防ぐことができます。

<u>2.高い耐久性</u>

フッ素系はっ水剤は、補聴器の表面に極めて薄い皮膜を形成します。この皮膜は化学結合により形成されるので剥がれにくく、補聴器の表面を強固に保護することができます。

3.内部もコーティング

補聴器の表面だけコーティングしても、空気中の湿気による補聴器内部のサビや腐食は防ぐことができません。リオネット補聴器の特殊はっ水処理(ナノコーティング)は、パルスプラズマ方式によってフッ素系はっ水剤が補聴器内部の隅々にまで均一に行き渡るため、空気中の湿気にも対応することができます。

『耐汗コート』の成果 ※塩水の噴霧など、過酷な負荷試験の実施結果









ベトナム国立バックマイ病院に越日聴覚検査センターが開設

国立バックマイ病院との覚書に基づき支援した同病院内の越日聴覚検査センター「Vietnam-Japan Audiology Center」が完成し、4 月 25 日に開所式を実施しました。ベトナム国内には、約 100 万人の聴覚障害者がいると推定されており、補聴器の普及はある程度進んでいますが、正確な聴覚検査によるフィッティングはあまり普及していないのが現状です。

リオンでは、このたび開設した越日聴覚検査センターにおいて、オージオメータなど 聴覚検査機器の取扱いに関する指導を行うとともに、ベトナム全域における聴覚検 査の普及活動や正しい聴覚検査による補聴器の供給の体制について支援していき ます。なお、将来的には駐在員事務所の設置も検討していきます。

リオン株式会社 ニュースリリース 2016/04/26 掲載



補聴器購入の際に知っておきたい3つの制度 【3/3】

1. 医療費控除

2. 障害者総合支援法

3. 市区町村の独自制度

3. 市区町村の独自制度

補聴器購入のための補助を行っている市区町村があります。市区町村独自での事業のため助成金の限度額はそれぞれ 違っていますので、詳細はお住まいの市区町村役場でご確認ください。

TOSHIN Hearing NEWS 発行元

🖤 東神実業株式会社

トーシン・補聴器センター

本 社 : 〒550-0002 大阪市西区西本町2-4-7

T E L : 06(6531)2541 F A X : 06(6531)3398

URL: http://www.toshin-ha.co.jp/